

いばらき食の魅力発信協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、いばらき食の魅力発信協議会(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 協議会は、県内において進めてきた地産地消の活動から取組を拡充し、生産者、事業者、消費者等が一致協力して県産農林水産物の利用を促進するとともに、県産農林水産物の魅力を広く発信し、県内外における認知度向上と消費拡大を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県産農林水産物の利用の促進に関すること
- (2) 県内外における県産農林水産物の魅力の発信に関すること
- (3) 各関係者の連携及び情報交換の促進に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(構 成)

第4条 協議会は、茨城県（以下「県」という。）、茨城県内市町村（以下「市町村」という。）及び第2条の目的に賛同して入会した企業・団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 顧問 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は茨城県知事とし、協議会を代表し、会務を総理する。

2 顧問は、会長が委嘱し、協議会の運営に必要な助言を行なう。

3 監事は、会長が委嘱し、会務及び会計を監査する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、総会及び顧問会議とする。

(総 会)

第8条 総会は、会員のうち県、市町村及び顧問の所属する企業・団体をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算

(3) 協議会規約の改正

(4) その他の重要事項

2 総会は、会長が招集し、会議の議長は、会長又は会長が指名する者を充てる。

3 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。

(議 決)

第9条 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、茨城県営業戦略部販売戦略課内に事務局を置く。

2 事務局は、次の事務を処理する。

(1) 諸事業の実施計画の策定

(2) 諸事業の実施

(3) 予算執行に係る事務

(経 費)

第11条 協議会の経費は、会員の納付する負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補 足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成24年11月9日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。